

シティプロモーション推進業務仕様書

1 業務名

シティプロモーション推進業務(以下「本業務」という。)

2 履行期間

契約日の翌日から令和10年3月31日まで

3 業務の目的

本市では、シティプロモーション施策を積極的かつ効果的に推進するため、「大野城市シティプロモーションアクションプラン(令和7年2月策定)」(以下「アクションプラン」という。)を策定している。

本業務では、アクションプランに基づき、社会事情をふまえた人口減少克服の取組として、本市の魅力を発信するシティプロモーション施策を実施し、定住人口の確保とまちの活力を維持していくことを目的とする。

また、本市では転入超過率が福岡都市圏の中でも比較的高いことから、地域活動を支える担い手の高齢化や固定化が懸念されているため、本業務を通して、居住地を問わず地域を支える関係人口の創出を目指す。

4 履行場所

大野城市役所

5 業務概要

(1)概要

アクションプランに基づき、本市の地域資源等の魅力をターゲットに効果的に訴求できるようなブランディングサイト、プロモーション動画、プロモーション冊子を制作し、これらのコンテンツを用いて本市の魅力をプロモーションするもの。

(2)ターゲット

本業務の目的を達成するためには、インナープロモーション(例:市民向け)とアウトタープロモーション(例:市外者向け)の両方を実施することが重要になる。

そのため、「6 業務の内容」(1)～(4)においては、インナープロモーションとアウトタープロモーションの考え方を踏まえて、ターゲットを下表のとおりとする。

ターゲット	訴求内容	狙い
市内外の <u>子育て世帯</u>	教育・子育て施策を中心とした市の魅力	定住促進
市民、市外住民 (子育て世帯も含む)	教育・子育て施策 <u>以外も含めた</u> 市の魅力	ふるさと意識の醸成 関係人口の創出

(3)目標値

本業務を通して、アクションプランの基本施策1の成果指標に記載している目標値（令和9年度 3.27）の達成を目指す。

【第6次大野城市総合計画後期基本計画進行管理アンケート結果】

「ホームページや SNS などの情報媒体とテレビ、新聞などのマスコミを活用した本市の魅力発信に満足していますか」の問いに対する評価

令和7年度	令和8年度	令和9年度
3.07	3.17	3.27

6 業務の内容

(1)ブランディングサイトの制作・管理運営業務

○業務内容

- ①動画や画像を活用し、ブランディングサイトの閲覧者に対して、インパクトを与える内容とし、シンプルな構成とすること。また、モーションやエフェクト、BGM等を用いて、本市の「子育てしやすいまち」や「住みやすいまち」、「にぎわいのあるまち」といった魅力が、視覚的にターゲットに伝わるようなページを制作すること。
- ②ブランディングサイトには、クリックやタップがしやすいアイコンで表示し、可読性が高いフォントで、必要な情報を適切な文章量のテキストで掲載すること。
- ③「大野城市公式ホームページ」、「大野城市子育て情報サイト キッズ&ユースネット」や「一般社団法人大野城市にぎわいづくり協議会のサイト まどかのふもと」に誘導する方策や、閲覧者を離脱させずに詳細な情報(上記WEBページ以外も含む)へ誘導する方策を盛り込むこと。
- ④本業務には、「本業務用 Google Analytics4」を導入すること。なお、アカウント作成時には、内容について発注者の承認を得ること。また、本業務において作成したアカウントについては、業務完了後に一切の権利を発注者に譲渡すること。
- ⑤ブランディングサイトは、令和8年3月16日(月)までに公開すること。
- ⑥データの漏えい、改ざん等を防ぎ、個人情報の保護を的確に行うこと。
- ⑦管理運営に関しては、ブランディングサイト公開後、月に2回程度の情報更新(動画のアップロード、関連サイトのリンク設定等)を予定していることから、発注者からの求めに応じてその都度更新すること。
- ⑧ブランディングサイトは、レスポンシブデザインを採用し、スマートフォンでの操作性を確保すること。また、ピンチズームを制限せず、テキストサイズの調整を可能にすること。

【提案内容】

業務の目的に沿ったブランディングサイトのコンセプトを提案すること。
また、ターゲットエリアを想定した内容を提案すること。

※ユーザーインターフェースデザインが分かるブランディングサイトのイメージ案と仕様(ページ数、アクセシビリティ等)を提案書に明示すること。また、そのコンセプトの説明についても提案書に明示すること。

※インナープロモーションとアウトプロモーションの考え方を踏まえて、各ターゲットに訴求した内容を提案書に明示すること。また、業務内容③に記載している各種サイトとの連携や、プロモーション動画やプロモーション冊子との連携についても提案書に明示すること。

※1 ブランディングサイト制作時に必要な写真、解説、取材等は、原則受託者が準備すること。ただし、著作権等の関係で、発注者が提供する場合もある。また、著作権の許諾に関しては、事前に発注者と協議すること。

※2 要求するSLA(サービスの稼働率等)については、別紙「SLA」のとおり。

(2)プロモーション動画制作業務

○業務内容

- ①モーションやエフェクト、BGM等を用いて、本市の「子育てしやすいまち」や「住みやすいまち」、「にぎわいのあるまち」といった魅力が、視覚的にターゲットに伝わるようなプロモーション動画を制作すること。
- ②ブランディングサイトに誘導する方策や、閲覧者を離脱させずに詳細な情報(ブランディングサイト以外のWEBページも含む)へ誘導する方策を盛り込むこと。
- ③動画の題材は、人の暮らしやまちのにぎわいがイメージできるものとし、視聴者の視覚や聴覚を通して感情に訴えることで、「本市で子育てしてみたい」、「本市に住んでみたい」と思われるような動画を制作すること。また、デジタルメディアの閲覧を主な情報源とするターゲットに対して、効果的に訴求できる構成にすること。なお、動画の長さや制作本数、撮影時の使用機材は問わない。
- ④ブランディングサイトへのアップロード作業を行うこと。また、令和8年3月16日(月)までに公開すること。また、二次利用を想定していることから、画質がFHD(1920×1080)以上の動画データ(MP4 ファイル)を令和8年3月16日(月)までに納品すること。
なお、動画の縦横比率は16:9とする。
- ⑤データの漏えい、改ざん等を防ぎ、個人情報の保護を的確に行うこと。

【提案内容】

業務の目的に沿ったプロモーション動画のコンセプトを提案すること。
また、ターゲットエリアを想定した内容を提案すること。

※プロモーション動画の構成(絵コンテ等)、イメージ案や仕様(動画の長さ、制作本数、撮影時の使用機材等)を提案書に明示すること。また、そのコンセプトの説明についても提案書に明示すること。

※インナープロモーションとアウトプロモーションの考え方を踏まえて、各ターゲットに訴求した内容を提案書に明示すること。また、ブランディングサイトやプロモーション冊子との連携についても提案書に明示すること。

※1 プロモーション動画制作時に必要な写真、解説、取材等は、原則受託者が準備すること。ただし、著作権等の関係で、発注者が提供する場合もある。また、著作権の許諾に関しては、事前に発注者と協議すること。

※2 動画の題材は、市民が参画できるような提案内容とすること。

※3 校正は、初校・再校・最終校正の3回以上行うこと。

(3)プロモーション冊子制作業務

○業務内容

- ①写真やイラスト等を用いて、本市の「子育てしやすいまち」や「住みやすいまち」、「にぎわいのあるまち」といった魅力が、視覚的にターゲットに伝わるようなプロモーション冊子を制作すること。
- ②ブランディングサイトに誘導する方策や、閲覧者を離脱させずに詳細な情報(ブランディングサイト以外のWEBページも含む)へ誘導する方策を盛り込むこと。
- ③冊子の題材は、人の暮らしやまちのにぎわいがイメージできるものとし、閲覧者の視覚を通して感情に訴えることで、「本市で子育てしてみたい」、「本市に住んでみたい」と思われるような冊子を制作すること。また、紙媒体を主に閲覧するターゲットに対して、効果的に訴求できる構成にすること。なお、冊子のページ数や発行部数、用紙の仕様は問わない。
- ④プロモーション冊子は、インターネットで閲覧できるように電子化の上、ブランディングサイトへのアップロード作業を行うこと。また、紙版・電子版ともに令和8年3月16日(月)までに納品・公開すること。なお、電子版は、AI ファイル及び PDF ファイルで納品すること。
- ⑤データの漏えい、改ざん等を防ぎ、個人情報の保護を的確に行うこと。

【提案内容】

業務の目的に沿ったプロモーション冊子のコンセプトを提案すること。
また、ターゲットエリアを想定した内容を提案すること。

※プロモーション冊子の構成(絵コンテ等)、イメージ案や仕様(ページ数、発行部数、紙の仕様等)を提案書に明示すること。また、そのコンセプトの説明についても提案書に明示すること。

※インナープロモーションとアウトプロモーションの考え方を踏まえて、各ターゲットに訴求した内容を提案書に明示すること。また、ブランディングサイトやプロモーション動画との連携についても提案書に明示すること。

※1 プロモーション冊子制作時に必要な写真、解説、取材等は、原則受託者が準備すること。ただし、著作権等の関係で、発注者が提供する場合もある。また、著作権の許諾に関しては、事前に発注者と協議すること。

※2 校正は色校正を含むものとし、初校・再校・最終校正の3回以上行うこと。

○仕様等

紙質	納品数	校了	納期
問わない	問わない	2月中旬	令和8年3月16日

(4)プロモーション業務

○業務内容

- ①上記(1)～(3)のコンテンツを用いて、ターゲットに訴求できる効果的なプッシュ型のプロモーションを行うこと。なお、プロモーション媒体、頻度、配信時間帯等は問わない。
- ②ブランディングサイトに誘導する方策や、閲覧者を離脱させずに詳細な情報(ブランディングサイト以外のWEBページも含む)へ誘導する方策を盛り込むこと。
- ③「6 業務の内容(1)～(3)」の統一感や一体感が分かるプロモーションを行うこと。
- ④プロモーションにあたっては、個人情報の保護を的確に行うこと。

【提案内容】

業務の目的に沿ったプロモーションのコンセプトを提案すること。
また、ターゲットエリアを想定した内容を提案すること。

※プロモーションの仕様(媒体、頻度、配信時間帯等)を提案書に明示すること。また、そのコンセプトの説明についても提案書に明示すること。

※インナープロモーションとアウトタープロモーションの考え方を踏まえて、各ターゲットに訴求した内容を提案書に明示すること。また、「6 業務の内容(1)～(3)」のコンテンツとの連携についても提案書に明示すること。

7 分析・効果検証

プロモーションにあたっては、Google Analytics⁴やインサイトデータ等からターゲットの閲覧状況等を抽出し、本業務全体の施策効果を分析・考察し、業務完了報告書とともに本市へ報告すること。

また、分析・考察の結果、そこから生じた課題を解決させるための方向性を見出し、プロモーション業務に反映させること。

8 業務計画書

受託者は、業務計画書を契約締結後 10 日以内に発注者へ提出すること。

なお、業務計画書には、次の内容を記載すること。

- (1)業務工程表
- (2)業務実施体制
- (3)管理者及び実務者の氏名、所属・役職

9 業務の体制

受託者は、業務計画書に基づき業務を履行すること。なお、受託業務の一部を第三者へ委任し、又は請け負わせる場合は、本業務契約に際し、発注者が指定する必要書類を提出の上、あらかじめ発注者の承諾を得なければならない。

なお、本業務は業務内容が多岐にわたるため、適切な人員配置をして円滑な進行管理を行うこと。

10 業務完了報告

以下を基本とし、詳細については発注者と協議の上で決定する。

- (1)「6 業務の内容(1)～(4)」で制作・実施した内容をまとめた実施報告書 A4版 1部
- (2)その他、発注者との協議において必要と認められる資料 1式
- (3)報告書の内容については、本市が今後シティプロモーション施策を実施する際に役立つ資料とすること。なお、専門用語については、分かりやすく解説すること。
- (4)報告書作成後、本市に対して内容の説明を行うこと。

11 本業務における著作権等の取り扱い

本業務において制作した成果物については、業務完了後も様々な広報媒体で活用を予定しているため、著作権等の取り扱いについては、以下のとおりとする。

- (1)本業務の成果物及び成果物の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利)、業務上で制作したロゴやイラスト、動画などに関する一切の著作権は、本市に帰属することとする。
- (2)本業務における制作物は、本業務の履行期間以降においても改変、または本市が認めるWEBサイト、SNS、テレビ局、イベント等で自由に活用できることとする。

12 個人情報保護

本業務は、市民の重要な個人情報を取り扱うため、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び大野城市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年条例第1号)に定めるもののほか、次の各号及び別記個人情報及び特定個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

- (1)受託者は、情報セキュリティマネジメントシステム又はプライバシーマークを取得しており、個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備しなければならない。
- (2)受託者及び業務従事者の責に帰すべき事由により、個人情報に係る損害を与えた場合は、受託者がその賠償をしなければならない。

13 法令の遵守等

- (1)大野城市財務規則(昭和53年規則第3号)他関連法規を遵守すること。
- (2)大野城市個人の情報保護に関する法律施行条例(令和5年条例第1号)他関連法規に基づき、本業務に関連し知り得た情報(公知の事実等を除く。)は、本業務の目的以外に使用し、又は第三者に開示し漏えいしてはならない。
- (3)著作権法に基づき、使用するイラスト、文字・文体、構図等は、第三者が有する著作権を侵害してはならない。

14 支払条件

- (1) 受託者は、発注者が毎年度行う検査に合格したときは、代金の支払を毎年度請求することができる。なお、本業務の履行は複数年にまたがるため、各年度の支払金額は、発注者と受託者で協議の上、契約締結時に定める。
- (2) 発注者は、適正な請求を受けた日から 30 日以内に契約金額を支払うものとする。

15 協議

- (1) 受託者は、業務の実施において定期的に発注者と打合せを行い、十分に協議すること。
また、受託者は発注者との協議の都度、協議録を作成し速やかに発注者へ提出すること。
- (2) 業務内容及び業務の遂行上知り得た事項は、発注者が情報解禁する以前に公開してはならない。
- (3) 業務の全部を一括して、又は、業務の主たる部分を第三者に委託、若しくは請け負わせることはできない。なお「主たる部分」とは、本業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分等をいう。
- (4) 「6 業務の内容」にかかる経費は全て受託者の負担とする。
- (5) 本業務の履行において、業務内容にかかる前提条件等に変更が生じた場合又は前号のうち発注者と受託者協議の上、契約金額の変更が必要な場合は変更契約の対象とする。
- (6) 受託者の故意又は過失によって、発注者又は第三者に損害等を与えた場合は受託者の責任において、その損害等を賠償しなければならない。
- (7) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、発注者と受託者が協議を行い、その解決を図るものとする。